

令和2年第3回由利本荘市議会定例会（9月）会議録

令和2年8月27日（木曜日）

議事日程第1号

令和2年8月27日（木曜日）午前10時開会

第1. 会議録署名議員の指名

第2. 会期決定

第3. 提出議案の説明

報告第15号から報告第17号まで 3件

認定第1号から認定第16号まで 16件

議案第135号から議案第163号まで 29件

第4. 議員提出議案の説明

議員発案第4号 1件

第5. 議案第135号 由利本荘市監査委員の選任について

第6. 議案第136号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

第7. 議案第137号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

第8. 議案第138号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

第9. 議案第139号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

第10. 議案第140号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

第11. 先決を要する提出議案に対する質疑

第12. 先決を要する提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

第13. 委員長審査報告

第14. 報告第15号 令和2年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第3号）専決処分報告

第15. 報告第16号 令和2年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第4号）専決処分報告

第16. 報告第17号 令和2年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第5号）専決処分報告

第17. 議案第149号 物品（圧雪車）購入契約の締結について

第18. 議案第153号 令和2年度由利本荘市一般会計補正予算（第12号）

本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

出席議員（24人）

1番	阿部十全	2番	岡見善人	3番	正木修一
5番	今野英元	6番	佐々木隆一	8番	佐々木茂
9番	三浦晃	10番	高野吉孝	11番	佐藤義之
12番	小松浩一	13番	伊藤順男	14番	長沼久利

15番 吉田 朋子	16番 佐藤 健司	17番 佐々木 慶治
18番 渡部 功	19番 大関 嘉一	20番 佐藤 勇
21番 湊 貴信	22番 伊藤 文治	23番 高橋 和子
24番 高橋 信雄	25番 渡部 聖一	26番 三浦 秀雄

欠席議員（1人）

4番 伊藤 岩夫

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部 誠	副市長	阿部 太津夫
副市長	九嶋 敏明	監査委員	鈴木 祐悦
教育長	秋山 正毅	企業管理者	藤原 秀一
総務部長	小川 裕之	企画調整部長	三森 隆
市民生活部長	茂木 鉄也	健康福祉部長	池田 克子
農林水産部長	保科 政幸	商工観光部長	畑中 功
建設部長	須藤 浩和	教育次長	武田 公明
消防長	佐藤 剛		

議会事務局職員出席者

局長	佐々木 弘喜	次長	阿部 徹
書記	高橋 清樹	書記	古戸 利幸
書記	松山 直也	書記	成田 透

午前10時00分 開 会

○議長（三浦秀雄君） おはようございます。

ただいまより、令和2年8月19日告示招集されました令和2年第3回由利本荘市議定会定例会を開会いたします。

4番伊藤岩夫君より欠席の届出があります。

本日の出席議員は24名であります。出席議員は定足数に達しております。

議事に入ります前に、先日の記録的な大雨により、幸い人的被害はありませんでしたが、市内各所で建物の浸水や土砂災害などが多数発生しております。被災されました皆様には心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を願うものであります。

また、このたびの本定例会においても、感染症対策に留意しながらの議案の審議及び審査となりますので、関係各位の御協力をお願いいたします。

この際、御報告申し上げます。

地方自治法第121条の規定により、提出議案の説明のため、市長並びに監査委員の出席を求めています。また、会期中、議案関係職員の出席を求める場合もあります。

なお、議長報告はお手元に配付しておりますので、御参照願います。

さて、今議会にただいままで提出されました案件は、報告第15号から報告第17号までの3件、認定第1号から認定第16号までの16件、議案第135号から議案第163号までの29

件及び議員発案第4号の計49件であります。

また、会期中、議案の追加提出が予定されております。

---

○議長（三浦秀雄君） これより本日の議事に入ります。本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議規則第88条の規定により、会議録署名議員に、20番佐藤勇君、21番湊貴信君を指名いたします。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。  
お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員会において、本日から9月18日までの23日間と定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日から9月18日までの23日間と決定いたしました。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第3、提出議案の説明を行います。  
報告第15号から報告第17号までの3件、認定第1号から認定第16号までの16件、議案第135号から議案第163号までの29件の計48件を一括上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。  
今市議会定例会におきましては、令和元年度各会計決算の認定を中心に議案の御審議をお願いするものでありますが、提出議案の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

初めに、7月27日からの大雨による被害と対応についてであります。市では、28日午前5時20分に災害警戒室を設置するとともに、市内の7か所に指定避難所及び自主避難所を開設し対応に当たりました。

また、本荘地域北ノ股の竜ヶ沢地内に至る道路において崩落が確認され、住民が孤立したため、9時30分に同地区の9世帯28人に避難指示を発令しました。その後、土砂災害の危険性が高まったため、13時30分に北ノ股及び南ノ股の38世帯115人に対し改めて避難指示を発令しました。幸いにも人的被害は発生しませんでした。住家の一部損壊が1件、床上浸水が2件、床下浸水が9件並びに非住家の浸水が14件発生しております。

そのほか、道路被害139か所、河川被害51か所、農作物等被害270ヘクタール、農地・農業用施設被害289か所及び林道施設被害120か所が確認されておりますが、あらゆる手段で早期の復旧を図ってまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。去る8月16日に県内42例目となる感染者の発生が確認されました。由利本荘保健所管内での感染者の発生は4月4日

以来となっております。全国の感染者の状況は大都市部を中心に増加しており、県内においても初めてクラスターが発生しております。市民の皆様におかれましても、新型コロナウイルスが身近に存在していることを認識していただき、より一層の感染防止に努めてくださいますようお願い申し上げます。

次に、高度無線環境整備推進事業についてであります。大内地域、東由利地域、本荘地域の石沢地区及び松ヶ崎地区では、民間通信会社等の光ファイバによる高速インターネット接続サービスが提供されておりましたが、市と国からの支援を受けてNTT東日本が実施主体となり、環境整備を行う内容で協議が進んでおります。今後、協議が整い次第、本定例会での補正予算の追加提案をさせていただきたいと考えております。

次に、洋上風力発電についてであります。去る7月21日、再エネ海域利用法に基づき、本市沖の一般海域が着床式大規模洋上風力としては日本初となる促進区域に指定されました。洋上風力発電は地球温暖化の抑制、原子力や石炭火力発電への依存低減、また、エネルギー自給率の向上など、今後のエネルギー政策を左右する重要な役割を果たすことから、今回の促進区域指定については厳粛に受け止め、引き続き国の施策に協力してまいりたいと考えているところであります。

昨年10月以降、法に基づく協議会において、国や県、漁業者を含む利害関係者の皆様などと協議を重ね、様々な視点から留意事項を洗い出し意見が取りまとめられており、今後、事業者の公募に当たっては、国が策定する指針に反映されるものと理解しているところであります。本市にとりましては、かつて経験したことのない事業規模となる可能性が高く、経済効果や波及効果は計り知れないものとなりますので、漁業振興を含む持続的な地域活性化につながるよう関係者と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、農業関係についてであります。今年の水稲の作柄は、米穀データバンクによりますと、全国で作況指数が98のやや不良となり、本県では大雨による被害や7月の日照時間が平年の5割程度に落ち込んだものの、101の平年並みと予測されております。

また、経営所得安定対策への交付申請状況であります。全体で2,102件の申請がありました。このうち産地交付金を含む水田活用の直接支払交付金が2,023件、畑作物の直接支払交付金が147件となっております。主食用米の生産動向につきましては、7月末現在、生産の目安に対して34ヘクタール少ない5,584ヘクタールとなっております。目安を超えないものと見込んでおります。

以上で報告を終わります。

それでは、提出議案について御説明申し上げます。

このたびの第3回市議会定例会に提出いたします案件は、専決処分報告3件、決算認定16件、人事案件6件、条例関係8件、契約締結案件2件、補正予算11件、その他2件の計48件であります。

初めに、専決処分報告についてであります。

報告第15号一般会計補正予算（専決第3号）であります。新型コロナウイルス感染症対策として地域の商工業を支援するため、県の経営安定資金の利用者に対し、融資額2,000万円を上限に市が全額利子補給を行うため債務負担行為を設定するものであり、

8月3日付で専決処分したものであります。

報告第16号一般会計補正予算（専決第4号）であります。7月27日から大雨により発生した道路、河川、農業用施設などの災害復旧費の追加であり、この財源といたしましては、国庫支出金や地方債を増額するとともに、一般財源分を繰越金で対応し1億2,317万5,000円を追加、補正後の予算総額を543億6,199万8,000円とし、8月5日付で専決処分したものであります。

報告第17号一般会計補正予算（専決第5号）であります。7月27日から大雨により発生した災害のうち、8月5日の専決処分以降、県からの指導や新たに確認した復旧経費の追加であり、この財源といたしましては地方債を増額するとともに、一般財源分を繰越金で対応し1,530万円を追加、補正後の予算総額を543億7,729万8,000円とし、8月7日付で専決処分したものであります。

なお、この後に御説明いたします議案第153号一般会計補正予算（第12号）について、本日の議決をお願いすることから、報告第15号から第17号の専決処分報告につきましては、本日の承認をお願いするものであります。

次に、認定第1号から第16号までの令和元年度各会計の決算認定についてであります。これらは地方自治法または地方公営企業法の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を得ようとするものであります。詳細につきましては、お手元に配付しております決算の概要及び決算書を御覧くださいようお願いいたします。

次に、人事案件についてであります。

議案第135号監査委員の選任についてであります。これは、識見を有する者のうちから選任される監査委員の任期満了に伴い、現職の高橋真理子氏を再任するに当たり、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を得ようとするものであります。

議案第136号から第140号までの5件は、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。これは法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期満了に伴い、遠藤勇喜氏、櫻井茂和氏、新田眞紀子氏の3名を再任候補者として、また鷹照幸子氏、早川あけみ氏の2名を新任候補者としてそれぞれ推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

次に、条例関係についてであります。

議案第141号中小企業金融支援基金条例の制定についてであります。これは国の地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症拡大に影響を受けた事業者を対象に、利子及び保証料の補給を行う基金を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

議案第142号あゆの森公園条例の制定についてであります。これは市民が森林に親しみ、憩い、鳥海山木のおもちゃ美術館と一体となった木育とにぎわいの場を提供するあゆの森公園の設置に伴い、管理及び運営について必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

議案第143号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業に従事する職員に対し、特殊勤務手当を支給するため条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第144号移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案であります。これは

東由利地域及び鳥海地域に移動通信用鉄塔施設の基地局を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第145号手数料条例の一部を改正する条例案であります。これは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号通知カード再交付手数料を削除するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第146号家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案であります。これは国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業等と保育所等の連携に関する事項を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第147号地場産業振興施設条例の一部を改正する条例案であります。これは東由利地場産業センターに係る新たな入居事業者を募集するに当たり、市外の事業者も応募できるよう使用の制限を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第148号花立クリーンハイツ条例の一部を改正する条例案であります。これはクリーンハイツの食堂及び売店においてテナント事業者による運営を可能とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、契約締結案件についてであります。

議案第149号物品（圧雪車）購入契約の締結についてであります。これは鳥海高原矢島スキー場の圧雪車1台を更新するため、株式会社湯沢自動車整備工場と購入契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。本案件は早期の事業実施を図るため、本日の議決をお願いするものであります。

議案第150号物品（除雪ドーザ）購入契約の締結についてであります。これは東由利地域に配備する14トン級車輪式除雪ドーザ1台について、コマツ秋田株式会社由利支店と購入契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、その他の案件についてであります。

議案第151号過疎地域自立促進計画の変更についてであります。これは拠点間RF伝送設備更新事業を同計画に新たに追加するに当たり、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第152号市道路線の認定についてであります。これは開発行為に伴い新たに設置された薬師堂67号線を認定しようとするものであります。

次に、補正予算についてであります。

議案第153号一般会計補正予算（第12号）であります。衛生費において、ロタウイルス感染症が定期予防接種の対象となったことに伴う感染症予防対策費を追加、この財源といたしましては繰越金で対応し443万6,000円を追加、補正後の予算総額を543億8,173万4,000円にしようとするものであります。なお、この補正予算につきましては早期の執行が必要なことから、本日の議決をお願いするものであります。

議案第154号一般会計補正予算（第13号）であります。新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の主な内容といたしましては、総務費では、市所有の各駅舎において感染拡大を防止するため、空調換気設備や衛生設備の改修経費を追加するほか、庁舎等の

パソコンの使用環境を無線化する経費などを追加、農林水産業費では、県外在住の大学生などへふるさとの農畜産品を送る応援事業費や農業者省力化支援事業費などを追加、商工費では、中小企業融資あっせん制度の融資枠拡大や後年度負担分を基金化するための経費を追加するほか、本荘由利産学共同研究センターを活用したサテライトオフィス整備事業費などを追加、消防費では、感染症患者を搬送する際に使用する資器材の購入費などを追加、教育費では、室内環境向上のため、全ての中学校普通教室にエアコンを設置するほか、体育施設のトイレ洋式化に係る経費、小中学校で使用している消毒液等の購入費などを追加するものであります。

そのほか、新型コロナウイルス感染症対策以外の主な内容といたしましては、民生費では、介護福祉施設の開設準備経費に対する補助金などを追加、衛生費では、新ごみ処理施設整備事業費などを追加、農林水産業費では、治山事業費や森林情報デジタル化推進事業費などを追加、商工費では、フォレストアビリティ鳥海への運営費補助金などを追加、土木費では、冬季交通確保に向けた除排雪費や本荘工業団地周辺道路工事費などを追加、公債費では、地方債の繰上償還に係る償還元金を追加いたします。

これらの財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や国・県支出金及び市債を増額するとともに、一般財源分を繰越金で対応し19億1,550万1,000円を追加、補正後の予算総額を562億9,723万5,000円にしようとするものであります。

そのほか、議案第155号から第163号までの9件は、国民健康保険特別会計補正予算をはじめとする6特別会計と水道事業会計、下水道事業会計及びガス事業会計の補正予算を提案するものであります。

以上が、第3回市議会定例会に提出いたします議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三浦秀雄君） これにて、提出議案の説明を終わります。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第4、議員提出議案の説明を行います。

議員発案第4号を上程し、提案者の説明を求めます。5番今野英元君。

【5番（今野英元君）登壇】

○5番（今野英元君） 議員発案第4号由利本荘市風力発電施設に係る影響調査に関する条例の制定について説明いたしたいと思っております。

経済産業省、国土交通省は7月21日、再エネ海域利用法に基づいて促進区域として、秋田県内では能代市、三種町及び男鹿市沖、そして由利本荘市沖北側・南側の3海域を指定しました。今後、政府は一般海域における占用公募制度の運用指針に基づいて、区域ごとに発電事業者を選ぶ公募を行うこととなります。応募する事業者は事業計画を提出し、これまでの事業実施実績、安定性、効率性などの観点から採点され、最高得点の応募者が選ばれることとなります。

現在、この3海域にはそれぞれ5事業者が参入を明らかにしております。今後、この3海域を含め八峰町から由利本荘市沖にかけて758基の洋上風力発電を設置する計画があります。

由利本荘市沖北側・南側の事業では、1基当たり9,500キロワットから1万2,000キロ

ワットの風力発電所105基を約30キロメートルにわたって設置する計画がありますけれども、住宅との距離は1.5キロメートルから2.4キロメートルしか離れておりません。これは洋上風車が数多く導入されているヨーロッパと比較しても、とんでもない近距離であります。

2018年に北海に導入されたイギリスとドイツの洋上風力発電所は、それぞれ沿岸から103キロメートルも離れていることと比較しても、景観や住民への健康面で大変大きな影響を与えることが予測されます。

今回、この条例案を出すに当たって、次の基本的なことを述べておきたいと思いません。

私たちは日本国憲法第13条で個人の幸福追求権を、第25条において健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、生存権といえますけれども、これを有しています。また、最高法規と位置づけられている憲法第97条の基本的な人権や第99条における憲法尊重擁護の義務があり、市長や公務員である市の職員、市議会議員はこの原則に従うことが求められております。

また、憲法第94条では地方公共団体の権能として、法律の範囲内で条例を制定できる条例制定権を設置しております。すなわち、条例は日本国憲法を頂点とする国内法体系の一部をなすものであり、法の形式的効力の意味において国法に違反できないものと位置づけられております。

条例を定めるに当たっては、地方自治法第14条により具体的に定められておりますけれども、条例を議案として提出するには、由利本荘市議会会議規則の第14条で、2人以上の賛成者とともに連署して議長へ提出することになっております。今回は2人の賛成者の下、この条例案を提出しております。

本条例案の骨子は、3つの点からなっておりますけれども、平成5年11月に制定されました環境基本法、これが1つ目であり、2つ目が平成9年6月に制定されました環境影響評価法であり、3つ目は、平成17年3月に由利本荘市住みよい環境づくり条例が制定されましたけれども、この2つの法律と1つの条例によって本条例案の骨格が成り立っております。

ここでは、環境基本法と環境影響評価法についての説明を行いたいと思いませんけれども、本条例案を理解するに当たっての本当に基本的なことであります。具体的には、環境基本法の第1条、目的について、先ほどの憲法と重なる部分ですけれども、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する、このことが地方公共団体の責務であるということをお知らせしております。このことが本条例が必要な根拠となるのであります。

第2条の定義では、第3項、公害において、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動などが上げられており、低周波音も空気振動として騒音・振動に含まれることとなります。

次に、特に環境基本法の重要な点でありますけれども、第3条から第5条までは基本理念と言われているものであります。第3条では、限りある環境の恵沢を将来にわたって維持されるようにする。

第4条では、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築には、科学的知見の充実と環境の保全上の支障が未然に防がれることが必要である。この保全上の支障の未然防止、このことが予防原則という考え方であり、

この予防原則、前もって防ぐということでありましてけれども、戦後最大の公害となった熊本水俣病で、学者、そしてこれに関わった研究者が提唱したものであります。環境政策などで、環境や人体に被害が生じるおそれがある場合、その時点で科学的証明がなされていない段階でも、速やかに対処すべきとする原則で、別名事前警戒原則とも言われております。この原則が本条例案の骨子として反映されているものであります。

第5条においては、地球環境保全に協調し積極的に推進していく。この環境基本法の第3条、4条、5条、この基本理念の実現に向けて、国や地方公共団体、事業者、国民が果たすべき役割を第6条から第9条に定めております。第2章第14条から第40条では、国及び地方公共団体の基本的施策を定め、第3章第41条から第46条においては、環境の保全に関する審議会、その他合議制の機関等の設置について規定している、これが環境基本法であります。

もう一つの環境影響評価法は、平成5年に制定された、環境基本法の第20条において法制上の位置づけが明確化されたことで、環境影響評価法は大規模かつ国が一定の関与を行う事業について、環境アセスメントを事業者の法的義務とするとして平成9年6月に制定され、平成11年6月から施行されております。

環境影響評価は、事業者がその事業を実施前に自らその事業が及ぼす環境への影響を調査、予測、評価することで、より環境保全対策が講じられる、そういった事業にしていくという仕組みであります。

環境影響評価法では、環境省令で定める事項がありますけれども、環境省令より厳しいアセスメントに対する要求には条例が必要となります。つまり、条例は環境省令より優先させる可能性があるということで、必要な根拠となるのであります。

次に、本条例案の説明を若干したいと思っております。

第1条、総則の目的では、住みよい環境を維持して市民等の健康を守ることを目的とするとしておりますけれども、市が主体になるというものははっきり明記しておりません。市が主体になってこそ環境基本法の基本理念である第3条、4条、5条も守られる、実現されるという第1条であります。

第2条の定義、用語の説明なんですけれども、(2)の生活環境や(3)の自然環境、そして(4)の良好な環境、これは先ほど言いました憲法の第25条の生存権、環境権に当たるものであります。これをきちんとこの条例も行っていくものであります。そして(5)の風力発電施設という用語でありますけれども、これは本市、本市域、陸上及び本市沖に設置される予定のもの、つまり洋上風力発電を指しております。そして、環境影響評価法の第2条第2項第1号のホに定められている風力発電施設を言っているのであります。

第3条の市の責務であります。非常に重要な点でありますけれども、1つ目は、市民等が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境及び自然環境を維持していかなければいけない、これを一つ入れております。2つ目に、市は環境影響調査、そして人体の健康への影響に関する調査、健康影響調査を実施し現状を把握する必要があるということであります。つまり、先ほど環境基本法で言いました予防原則をしっかりと行っていく、これが第3条第2項であります。

そして、3つ目、第3項で市は環境基本法第8条の責務を果たしているか確認をしな

ければいけない、つまり事業者がきちんと責務を全うしているかどうかを確認する必要があるということでもあります。

以上、第3条の説明をしましたがけれども、第5条では事業者の責務を書いております。先ほど言いましたように事業者がきちんと事業を展開するに当たって、良好な環境が保全されるように自らの責任、そして負担において必要な措置を講じる、こう言っております。必要な措置を講じるという、この法律用語は財政措置をきちんと行う必要があるということでもあります。そして、必要な規制を取る場合には法的な規制を取るという意味であります。そういうふうに事業者の責務をここで規定しております。

そして第6条は、風力発電を推進するには、市長は推進する部署とは別に市民等の健康への影響に関する相談窓口を設置するという条文であります。

第7条も、事業者は自ら運営する風力発電施設に関する相談窓口を設けなければいけないということでもあります。市民への健康影響に関する相談窓口を単独で市も設置するし、事業者も設置しなければいけない、これが第6条、第7条であります。

次に第9条、非常にこれ重要なんですけども立入調査、市長は市が必要と認める環境影響調査に際し必要な限度において職員を現地に立ち入らせ、そして関係者から説明または報告を聞くとともに、事業者に対して必要な指示、指導をする、これが第9条であります。このことは環境基本法の第28条、第29条でも同じことを言っております。環境基本法の第28条が調査の実施、第29条が監視等の体制の整備。この監視という意味は、監視、巡視、観測、測定あるいは試験、検査、そういった体制を整えるというのが第9条第1項であります。そして第2項に市長は環境監視員を選任して良好な環境を保全するということでもありますけれども、この条項は市の住みよい環境づくり条例第16条にも環境監視員を置かなければいけないということがあります。

そして、このような条項に違反した場合、事業者がきちんとそういうことを行わなかった場合に、第14条で改善措置の協議ということで、市長は第3条第3項及び第5条により事業者の責務が果たされていないと認められる場合は、市と事業者で協議を行って必要な取組をしなければいけない。

第15条では、違反事実を公表する。広報等で名前、住所を公表するということが規定されています。これは市の住みよい環境づくり条例の第17条にも、違反事実があった場合には、市の広報で公表するということが書かれてあります。つまり、市の住みよい環境づくり条例というのは、ある意味非常に事業者にとっては厳しいものではありますけれども——それくらい厳しくしないと今回の洋上風力発電、そして陸上における風力発電も非常に大きな問題になるということでもあります。

今回のこの条例を提出するに当たって、風車がいいとか、賛成とか反対とかという条例じゃないんです。読んでもらえば分かる通り、こういう条例をつくらないと私たちの生活や環境、そして健康問題が安全になっていかないということ。こういう条例をつくってこそ、私たちの健康、そして環境が担保されるということだと思います。そういう意味では、教育民生常任委員会、市への深い深い審議をお願いしたいと思います。

余談になりますけれども、昨日、夕方4時半頃でした。青森県の木造高校という高校の生徒から、私のところに突然電話がありました。なぜ電話があったかという、多分、この高校生、ネットか何かで由利本荘風力発電を考える会の事務所がうちになって

いますので、それで電話をかけてきたんだと思います。青森県でも非常に風力発電が今、陸上そして洋上で設置されようとしています。秋田県と非常に似た環境にあるんです。それでその高校生が私たちに、由利本荘ではどういった活動をやっているのか、何でそういう会をつくったのか、今後由利本荘市はどうなっていくかということを中心に聞きました。彼は多分自宅から電話してきたんだと思いますが、ある意味非常に真面目な高校生で、20分くらい話をしていたんですけども、そういった物事をやっぱりきちんと考えて、そして分からないことは聞いて、自分たちがこれからどうしていけばいいかということ聞いてきたわけです。非常に突然ではありましたが感動いたしました。どうか由利本荘市議会の皆さん、この審査、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、最後になりますけれども、この条例案を提出するに当たって、議会事務局の皆様から大変懇切丁寧な指導を頂きましたことを述べまして、私の提出議案の説明といたします。どうもありがとうございました。

○議長（三浦秀雄君） これにて、議員提出議案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議案第135号から議案第140号までの6件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第135号から議案第140号までの6件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議案第135号から議案第140号までの6件については、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第135号から議案第140号までの6件については、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

この際、申し上げます。議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思いますので、御了承願います。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第5、議案第135号由利本荘市監査委員の選任についてを議題といたします。

本案は、高橋真理子氏に係る選任であります。

本案は直ちに採決いたします。

本案の採決は無記名投票をもって行います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって本案の採決は、無記名投票をもって行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

【松山書記議場閉鎖】

○議長（三浦秀雄君） ただいまの出席議員は、議長を除く23名であります。念のため申し上げます。原案に同意することに賛成の諸君は賛成と、原案に同意することに反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、それ以外の記載については否とみなします。

また、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

繰り返します。原案に同意する諸君は賛成と、不同意の諸君は反対と記載してください。

これより投票を行います。

投票用紙の配付をいたします。

【高橋、古戸、松山、成田書記投票用紙配付】

○議長（三浦秀雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

【古戸書記投票箱確認】

○議長（三浦秀雄君） 異状なしと認めます。

点呼を命じます。

【阿部次長の点呼に応じ各議員投票】

○議長（三浦秀雄君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

【松山書記議場開鎖】

○議長（三浦秀雄君） これより開票を行います。

この際、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、6番佐々木隆一君、8番佐々木茂君、16番佐藤健司君の3名を指名いたします。よって3名の諸君の立会いをお願いいたします。

【立会人佐々木隆一君、佐々木茂君、佐藤健司君の立会いの上、  
阿部次長、高橋書記開票】

○議長（三浦秀雄君） 投票の結果を御報告いたします。

投票総数23票、これは先ほどの出席議員数に符号しています。

そのうち有効投票23票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、賛成23票、反対ゼロ票であります。

以上のとおり、原案に同意する諸君が全員であります。よって議案第135号由利本荘市監査委員の選任については同意することに決定いたしました。

ただいま同意されました高橋真理子氏に御入場頂き、御挨拶をお願いしたいと思います。

【高橋真理子君登壇】

○（高橋真理子君） このたびの監査委員の選任に当たりまして、議員の皆様より御同意を頂きました高橋真理子でございます。

私は平成28年から監査委員を務めて、その責務、職責の重要さを実感してまいりました。これからの4年間はこれまでの経験を生かして、行政の適正化、効率化を目標とした

監査に努めてまいりたいと思います。これからも皆様からの御指導、御鞭撻をよろしく  
お願いいたします。

簡単ではございますが、御挨拶といたします。本日はどうもありがとうございました。  
(拍手)

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第6、議案第136号から日程第10、議案第140号までの5件は  
人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

日程第6、議案第136号を議題といたします。

本案は、遠藤勇喜氏の推薦であります。

本案は直ちに採決いたします。

本案については異議ないものと決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第136号は異議ないものと決  
定いたしました。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第7、議案第137号を議題といたします。

本案は、櫻井茂和氏の推薦であります。

本案は直ちに採決いたします。

本案については異議ないものと決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第137号は異議ないものと決  
定いたしました。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第8、議案第138号を議題といたします。

本案は、新田眞紀子氏の推薦であります。

本案は直ちに採決いたします。

本案については異議ないものと決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第138号は異議ないものと決  
定いたしました。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第9、議案第139号を議題といたします。

本案は、鷹照幸子氏の推薦であります。

本案は直ちに採決いたします。

本案については異議ないものと決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第139号は異議ないものと決  
定いたしました。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第10、議案第140号を議題といたします。

本案は、早川あけみ氏の推薦であります。

本案は直ちに採決いたします。

本案については異議ないものと決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第140号は異議ないものと決定いたしました。
- 

- 議長（三浦秀雄君） 日程第11、これより、先決を要する提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日提出されました議案のうち、報告第15号から報告第17号までの3件並びに議案第149号及び議案第153号の2件の計5件に対する質疑の通告については、休憩中に議会事務局まで提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時09分 休 憩

.....

午前11時10分 再 開

- 議長（三浦秀雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより報告第15号から報告第17号までの3件並びに議案第149号及び議案第153号の2件の計5件を一括議題とし、質疑を行います。ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。
- 

- 議長（三浦秀雄君） 日程第12、先決を要する提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前11時11分 休 憩

.....

午後 1時29分 再 開

- 議長（三浦秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- 

- 議長（三浦秀雄君） 日程第13、これより、報告第15号から報告第17号までの3件並びに議案第149号及び議案第153号の2件の計5件を一括上程し、各常任委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。17番佐々木慶治君。

【総務常任委員長（佐々木慶治君）登壇】

- 総務常任委員長（佐々木慶治君） 総務常任委員会の審査の経過と概要及び結果について御報告申し上げます。

本日、先決を要する案件として当常任委員会に審査付託になりましたのは、専決処分

報告 2 件、補正予算 1 件の計 3 件であります。

初めに、報告第16号一般会計補正予算（専決第4号）専決処分報告及び報告第17号一般会計補正予算（専決第5号）専決処分報告の2件であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、いずれも歳入19款繰越金及び地方債であります。

これらは、7月27日から大雨により被災した道路や河川、農業施設及び本荘一般廃棄物最終処分場などの復旧のための財源として、歳入19款においては前年度繰越金を増額し、また地方債では林道災害復旧事業債を新たに追加し、公共土木施設災害復旧事業債の限度額を変更するなど、報告第16号については8月5日付で、報告第17号については8月7日付でそれぞれ専決処分をしたものであり、早期の復旧に向け、緊急やむを得ないものと認め、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

なお、審査の過程において委員より、災害箇所については1日も早い復旧を願いたいとの発言がございましたことを申し添えます。

次に、議案第153号一般会計補正予算（第12号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入19款繰越金であります。

これは、歳出4款に係る財源として、前年度繰越金を443万6,000円増額しようとするものであります。

本補正予算は早期の執行が必要であることから本日議決を得ようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。12番小松浩一君。

【教育民生常任委員長（小松浩一君）登壇】

○教育民生常任委員長（小松浩一君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

本日、先決を要する議案として当常任委員会に審査付託になりましたのは、専決処分報告1件、補正予算案1件であります。

審査結果につきましては、お手元の審査報告書のとおりであります。その概要について御報告申し上げます。

初めに、報告第17号一般会計補正予算（専決第5号）専決処分報告であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出11款であります。

これは、7月27日から大雨により被害が発生した本荘一般廃棄物最終処分場の災害復旧に必要な測量設計に係る委託料を追加するため、8月7日付で専決処分したものであります。緊急やむを得ないものと認め、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

続いて、議案第153号一般会計補正予算（第12号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出4款であります。

これは、10月1日よりロタウイルス感染症予防接種が予防接種法に基づく定期接種となるため関連する経費を追加するものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。24番高橋信雄君。

**【産業経済常任委員長（高橋信雄君）登壇】**

○産業経済常任委員長（高橋信雄君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

本日、先決を要する案件として当委員会に審査付託になりましたのは、専決処分報告3件、契約締結案1件の計4件であります。

審査結果については審査報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、専決処分報告であります。報告第15号一般会計補正予算（専決第3号）専決処分報告では、債務負担行為において、新型コロナウイルス感染症対策として地域の商工業を支援するため、県の経営安定資金の利用者に対し融資額2,000万円を上限に市が全額利子補給を行うため、中小企業特別金融支援事業について、令和2年度から12年度までの期間、限度額3億771万2,000円として追加したものであり、この専決処分については、緊急な対応を要することから、8月3日付で専決処分を行ったものであります。

次に、報告第16号一般会計補正予算（専決第4号）専決処分報告であります。本補正予算は7月27日から大雨による災害の復旧に係るものであり、当委員会が審査いたしましたのは、歳入21款、歳出では6及び11款であります。

歳入21款市債では林道災害復旧事業債の追加、歳出6款農林水産業費では農業用施設災害復旧費補助金の追加、11款災害復旧費では林道災害復旧事業費を追加したものであります。この専決処分については、緊急な対応を要することから、8月5日付で専決処分を行ったものであります。

続いて、報告第17号一般会計補正予算（専決第5号）専決処分報告であります。本補正予算はさきに御報告いたしました8月5日の専決処分以降、新たに確認した林道災害復旧に係るものであり、当委員会が審査いたしましたのは、歳入21款、歳出11款であります。

歳入21款市債では林道災害復旧事業債の追加、歳出11款災害復旧費では林道災害復旧事業費を追加したものであります。この専決処分については、緊急な対応を要することから、8月7日付で専決処分を行ったものであります。

以上、御報告申し上げました3件の専決処分報告は、いずれも承認すべきものと決定した次第であります。

最後に、議案第149号物品（圧雪車）購入契約の締結については、鳥海高原矢島スキー場の圧雪車1台を更新するため、株式会社湯沢自動車整備工場と3,982万円を契約を締結するに当たり議会の議決を得ようとするものであります。早期の事業実施を図る必要があることから、本日の議決を必要とするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。15番吉田朋子さん。

**【建設常任委員長（吉田朋子君）登壇】**

○建設常任委員長（吉田朋子君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

審査結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。

が、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

本日、先決を要する案件として当常任委員会に審査付託になりましたのは、報告第16号一般会計補正予算（専決第4号）専決処分報告1件であり、歳入では14款国庫支出金及び21款市債、歳出では11款災害復旧費であります。

これは7月27日からの大雨により、市内北部を中心に河川及び道路の190か所に被害が発生したため、土砂除去等の緊急対応及び調査並びに工事など災害復旧に要する費用を追加し、8月5日付で専決処分したものであります。

この専決処分報告については、緊急やむを得ないものと認め、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑、議案についての討論、採決を行います。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第14、報告第15号一般会計補正予算（専決第3号）専決処分報告を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって報告第15号は、承認することに決定いたしました。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第15、報告第16号一般会計補正予算（専決第4号）専決処分報告を議題といたします。

総務、産業経済及び建設の各常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって報告第16号は、承認することに決

定いたしました。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第16、報告第17号一般会計補正予算（専決第5号）専決処分報告を議題といたします。

総務、教育民生及び産業経済の各常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって報告第17号は、承認することに決定いたしました。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第17、議案第149号物品（圧雪車）購入契約の締結についてを議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第149号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄君） 日程第18、議案第153号一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

総務及び教育民生の両常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第153号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三浦秀雄君） これをもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明28日は議案調査のため休会、29日、30日は休日のため休会、31日、9月1日は議案調査のため休会、2日午前9時30分より本会議を再開し、一般質問を行います。

なお、提出議案及び議員提出議案に対する質疑の通告は、9月3日午後1時まで議会事務局へ提出していただきます。

本日は、これをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 1時48分 散 会